

平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)募集要項

1. 趣旨

留学生交流支援制度(短期派遣)は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校第4年次以上(専攻科含む)(以下「大学等」という。)が、諸外国の学校等(大学、大学院、短期大学又は高等専門学校に相当する諸外国の学校をいう。)と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づく諸外国の学校等へ短期間の学生派遣を支援することにより、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、人材の高度化に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、我が国の大学等の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

2. 定義

この要項において「短期派遣留学生」とは、我が国の大学等(以下「在籍大学等」という。)が、諸外国の学校等(以下「派遣先大学等」という。)との学生交流に関する協定等に基づいて、在籍大学等に在籍したまま、3か月以上1年以内の期間派遣する学生で、本制度により派遣先大学等での教育・研究に対する支援を受ける者をいう。

3. 支援の対象となる派遣計画

支援の対象となる派遣計画は、明確な管理・責任体制の下で実施されるもので、短期派遣留学生の募集・選考基準及び教育・指導体制が確立されていること。

4. 支援の対象者

日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者

5. 支援枠及び支援予定人数

(1) 支 援 枠:各大学等における短期留学生派遣計画及び実績を踏まえた支援を行う「大学推薦枠」、各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラムにより派遣する者の支援を行う「プログラム枠」を募集する。

(2) 支援予定人数:未定(本事業の実施は、平成24年度予算の成立状況により決定される。)

参考)平成24年度概算要求人数:3,000名

平成23年度割当実績:693名(一次募集)

(内訳)大学推薦枠633名、プログラム枠60名

6. 支援の内容(平成24年度予算の成立状況により変更となる場合がある。)

奨学金月額8万円

7. 渡航時期

短期派遣留学生は、平成24年4月1日から平成25年3月15日までの間に渡航するものとする。

8. 短期派遣留学生候補者の資格及び条件

短期派遣留学生候補者(以下「候補者」という。)の推薦にあたっては、在籍大学等の正規の課程に在籍する学生(日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者)で、次の(1)~(8)に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入れを許可する者
- (2) 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における推薦時の前年度の成績評価係数が2.30以上であること。
前年度の成績がない場合は、推薦時の前学期分の成績から算出するものとする。なお、成績評価係数で表すことができない場合は、第13項(1)の③様式3-2に、特に成績が優秀であり、成績評価係数2.30相当以上であるとする理由を明記すること。

[成績評価係数の算出方法例]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出(小数点第3位を四捨五入)

4段階評価(パターン1)	成績評価				
	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

注意: 履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

- (3) 留学の目的及び計画が明確で、留学による効果が期待できる者
- (4) 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者
- (5) 留学期間終了後、在籍大学等に戻り学業を継続する者又は在籍大学等の学位を取得する者
- (6) 派遣先大学等所在国への留学に必要な査証を確実に取得し得る者
- (7) 派遣先大学等への留学にあたり、他団体等から留学のための奨学金を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額合計額が8万円を超えない者
- (8) 過去に本制度を利用したことのない者、もしくは本制度を利用して留学したことがある場合、その留学期間終了後3年を経過した者

注意1: 学部レベル(大学の学部、短期大学、高等専門学校第4年次以上(専攻科含む)の者の派遣にあたっては、一定のカリキュラムの履修により、単位が認定される者を推薦するよう努めること。

注意2: 上記(7)について、他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。また、上記(7)の範囲であっても、独立行政法人日本学生支援機構の留学生交流支援制度(ショートステイ・ショートビジット)との併給は出来ない。

注意3: 独立行政法人日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金との併給は認められない。これらの奨学金を受給している者を候補者として推薦し、採用決定を受け諸外国の高等教育機関に留学する場合は、これらの奨学金の休止手続き(異動届の提出)をとること。

9. 奨学金支給割当申請

この制度に基づき、派遣先大学等へ学生の派遣を計画し、本制度による支援を希望する在籍大学等の長(以下「大学等の長」という。)は、次に掲げる申請書類等(1)～(4)により、独立行政法人日本学生支援機構理事長に申請するものとする。

ただし、諸外国の学校等との間において、学生交流に関する協定等に基づき留学生を派遣した実績がない(平成23年12月から平成24年3月までの間に派遣を予定する者を除く。)場合は、申請することができない。

また、「大学の世界展開力強化事業」に採択されている大学については、下記「様式1-1」、及び「様式1データ」にその旨明記すること。

- (1)平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)計画書(様式1)
- (2)平成24年度短期留学生派遣実施計画書(様式1-1)
- (3)平成24年度年度留学生交流支援制度(短期派遣)交流大学等一覧(様式1-2)
- (4)平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)申請データ(様式1データ)

注意:「プログラム枠」に応募する場合、本第9項から第11項までに記載されている内容については、別紙「平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)〈プログラム枠〉の申請について」も併せて参照すること。

10. 申請書類等の提出期限

平成23年12月13日(火)必着

注意1:申請書類は、書留又は宅配便等配達記録が残る方法で送付すること。また、封筒には朱書きにて「短期派遣申請書類在中」と記入すること。

注意2:提出期限を過ぎた場合、いかなる理由であっても、申請書類は受理しない。また、提出された申請書類は一切返却しない。

11. 申請書類の審査及び奨学金支給割当人数の通知

第9項の規定により大学等の長から提出された申請書類について、内容を審査の上、当該派遣申請に係る年間の奨学金支給割当人数(以下「年間割当数」という。)を決定し、平成24年2月中旬を目処に当該大学等の長に通知する。

12. 期別割当人数の決定

前項の規定により、年間割当数について通知を受けた大学等の長は、この年間割当数を各大学等の派遣計画に応じて留学開始時期別に3期に配分し、次に掲げる申請書類を独立行政法人日本学生支援機構理事長に提出すること。この申請書類に記した期別推薦数を平成24年度の期別割当数とし、期別割当数決定後の期の変更は年間を通して認められないので、十分注意すること。

- (1)申請書類等:平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)期別推薦数計画書(様式2)
- (2)提出期限:平成24年3月2日(金)必着 ※第I期の推薦締切日と同日

13. 候補者の推薦

各期の候補者推薦について、第8項に規定する資格及び条件を満たしている者を、次の①～⑥に掲げる申請書類により、各期の締切日までに推薦するものとする。

第I期(平成24年4月～平成24年7月留学開始者)

(1)申請書類等:

- ①平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)推薦書(第I期)(様式3)
- ②平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)候補者推薦書(第I期)(様式3-1)
- ③派遣先校受入れ許可書(原本)の写し(様式任意)

- ④平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)候補者推薦一覧(第Ⅰ期)
(様式3データ)
- ⑤平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)候補者推薦書類等(第Ⅰ期)
提出前チェック表(様式4)

(2)提出期限:平成24年3月2日(金)必着

第Ⅱ期(平成24年8月～平成24年11月留学開始者)

(1)申請書類等:

- ①平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)推薦書(第Ⅱ期)(様式3)
- ②平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)候補者推薦書(第Ⅱ期)(様式3-1)
- ③派遣先校受入れ許可書(原本)の写し(様式任意)
- ④平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)候補者推薦一覧(第Ⅱ期)
(様式3データ)
- ⑤平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)候補者推薦書類等(第Ⅱ期)
提出前チェック表(様式4)

(2)提出期限:平成24年5月18日(金)必着

③第Ⅲ期(平成24年12月～平成25年3月留学開始者)

(1)申請書類等:

- ①平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)推薦書(第Ⅲ期)(様式3)
- ②平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)候補者推薦書(第Ⅲ期)(様式3-1)
- ③派遣先校受入れ許可書(原本)の写し(様式任意)
- ④平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)候補者推薦一覧(第Ⅲ期)
(様式3データ)
- ⑤平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)候補者推薦書類等(第Ⅲ期)
提出前チェック表(様式4)

(2)提出期限:平成24年9月21日(金)必着

注意:上記の各推薦締切日までに書類が提出されない場合は、当該推薦期の割当人数について、自動的に返還されたものとみなす。

14. 採否の通知

第13項の規定により推薦のあった大学等の長に対して、次に掲げる期日を目途に候補者の採否を通知する。

- (1)第Ⅰ期(平成24年4月～平成24年7月留学開始者)；平成24年3月下旬
- (2)第Ⅱ期(平成24年8月～平成24年11月留学開始者)；平成24年6月中旬
- (3)第Ⅲ期(平成24年12月～平成25年3月留学開始者)；平成24年10月中旬

15. 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、別に定める方法により、在籍大学等を通じて行う。

また、必ず別に定める方法により毎月在籍確認を行った上で、奨学金の支給を行うこと。

16. 留学状況報告書の提出

在籍大学等の長は、支給対象者の派遣期間の終了後、「学習成果に関するレポート」(様式任意)を必ず本人から提出させ、同レポートの写し及び成績証明書の写しをとりまとめたうえで、派遣期間終了後、原則として1か月以内に別に定める留学状況報告書を提出すること。

なお、この留学状況報告書が未提出の大学等に対しては、次年度の年間割当数を未提出の割合に応じて減じる場合があるので十分留意すること。

17. 実地検査

独立行政法人日本学生支援機構は、本制度の採択プログラムの適正な実施及び実施による成果等を確認するため、当該採択プログラム実施校において実地検査を行う場合がある。

18. 各種申請書類(様式)

独立行政法人日本学生支援機構のホームページからダウンロードして利用すること。

ホームページアドレス:http://www.jasso.go.jp/scholarship/short_term_h.html

注意1:申請書類は全てA4サイズに統一して作成すること。

注意2:申請書類は日本語又は英語による表記とし、その他の言語による場合は和訳文を添付すること。

注意3:申請書類は書留又は宅配便等配達記録が残る方法で送付すること。また、封筒には朱書きにて「短期派遣申請書類在中」と記入すること。

注意4:エクセルファイルデータは、データ内の作成要領に従い作成し、必ず所定のパスワードを設定した上でメールにて提出すること。

注意5:申請書類は各期推薦締切日の1か月前から受け付ける。

注意6:提出期限を過ぎた場合、いかなる理由であっても申請書類は受理しない。また提出された申請書類は一切返却しない。

提出された個人情報、本制度実施のために利用されます。大学・在外公館・行政機関・公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

19. その他留意事項

本制度による留学希望者及び短期派遣留学生に対し、各自において事前に留学等に関する情報収集に努めるよう指導すること。また、派遣にあたっては、現地の安全情報に十分注意し、派遣後も随時状況確認ができるよう、派遣先校や短期派遣留学生との連絡を密にしておくこと。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「海外安全相談センター」の情報提供サービス等を活用すること。なお、留学先国(地域)の状況から安全な留学が困難と認められる場合は、短期派遣留学生としての支援を見合わせる場合がある。

○海外安全相談センター(外務省領事局海外邦人安全課)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL :03-5501-8162 (直通)

ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

20. 申請書類等の提出先及び本件照会先

独立行政法人日本学生支援機構

留学生事業部国際奨学課 短期留学(派遣)担当

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

TEL: 03-5520-6030

FAX: 03-5520-6031

E-mail: efs@jasso.go.jp

平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)
〈プログラム枠〉の申請について

1. 趣旨

留学生交流支援制度(短期派遣)〈プログラム枠〉は、我が国の大学等が実施する国際的に魅力ある短期留学生派遣プログラムにより派遣する留学生の一部を短期派遣留学生として支援することにより、それらのプログラムが我が国の留学生派遣モデルの一つとなり、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、人材の高度化に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、我が国の大学等の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

2. 概要

(1) 募集の対象

募集の対象となるプログラムは、次の①及び②に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 我が国の大学等において実施する、国際的に魅力のある短期留学生派遣プログラムであり、当該プログラムにより派遣する留学生の一部を短期派遣留学生として支援する必要性が明確であるもの。
- ② 大学単位、学校単位、専攻単位(教員個人の取組は不可)又は我が国の複数の大学等で形成する連合体(以下「コンソーシアム」という。)単位のプログラムとする。なお、コンソーシアム単位の場合は、代表校が事務を統括するものとする。

(2) 申請件数

1つの大学等から複数の申請ができるものとする。

(3) プログラムの形態

支援の対象となるプログラムは特色のある優れたプログラムであるものとする。大学院生を対象とした専門性の高い短期プログラム、コンソーシアム型交流プログラム、アジア・アフリカ諸国など派遣実績が比較的少ない国を対象としたプログラムなど。

(4) 奨学金支給割当人数

奨学金支給割当人数は、1プログラム当たり、原則として20名までとする。

3. 申請書類等の提出

本制度による支援を希望する在籍大学等の長(以下「大学等の長」という。なお、コンソーシアム単位の場合は、「大学等の長」は代表校の長を指す。)は、募集要項第9項に掲げる申請書類等(1)～(4)に加え、次に掲げる申請書類等により独立行政法人日本学生支援機構理事長に申請するものとする。

また、「大学の世界展開力強化事業」に採択されている大学については、下記「様式1-3」、及び「様式1データ」にその旨明記すること。

(1) 申請書類:

- ① 平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)〈プログラム枠〉申請書(様式1-3)
- ② 平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)申請データ(様式1データ)

(2) 提出部数

- ①申請書類:申請するプログラム毎に正本1部、副本(コピー)14部
- ②申請データ:電子メールで送付のこと

(3) 提出期限:平成23年12月13日(火)必着

注意1:申請書類は全てA4サイズに統一して作成すること。

注意2:申請書類は別紙プログラム枠申請書記入要領に従って作成すること。

注意3:募集要項第9項に掲げる申請書類等(1)にもプログラム枠用の記入箇所があるため必ず記入のうえ提出すること。

注意4:申請されたプログラムの内容により、審査のため追加資料の提出を求められることがある。

注意5:申請書類は書留又は宅配便等配達記録が残る方法で送付すること。また、封筒に朱書きにて「短期派遣申請書類在中」と記入すること。

注意6:エクセルファイルデータは、データ内の作成要領に従い作成し、必ず所定のパスワードを設定した上でメールにて提出すること。

注意7:提出期限を過ぎた場合、いかなる理由であっても、申請書類は受理しない。また、提出された申請書類は一切返却しない。

なお、コンソーシアム単位のプログラムの場合は、参加大学等名が明記されているコンソーシアム参加校リスト等の写しを提出すること。

4. 申請プログラムの審査、採否及び奨学金支給割当人数の通知

前項の規定により提出された申請書類を審査の上、採否及び採択プログラムの年間の奨学金支給割当人数を決定する。結果は平成24年2月中旬を目処に当該大学等の長に通知する。

5. 実施報告書の提出

大学等の長は、当該プログラムにおいて短期派遣留学生として採用された者の全員が留学期間を終了してから1か月以内に、別に定める〈プログラム枠〉実施報告書を独立行政法人日本学生支援機構理事長に提出すること。

以降の手続き等は、平成24年度留学生交流支援制度(短期派遣)募集要項の第8項及び第12項から第19項による。